

# 調査の概要

## 1 調査の目的

農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

## 2 調査の法的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）及び平成 16 年 5 月 20 日農林水産省告示第 1071 号（農林業センサス規則第 5 条第 1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき基幹統計調査として実施した。

## 3 調査の期日

令和 7 年 2 月 1 日現在

## 4 調査体系

2025 年農林業センサスは、農林業経営体調査及び農山村地域調査で構成されているが、この速報では、都道府県及び市区町村を通じて実施した農林業経営体調査（東京都分）を掲載している。

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法
農林業 経営体 調査	農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者	農林水産省   都道府県   市区町村   統計調査員   調査対象 (農林業経営体)	統計調査員が調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員又はオンラインにより回収する自計申告の方法
農山村 地域 調査	【市区町村調査】 全ての市区町村	農林水産省   調査対象 (市区町村)	オンライン又は往復郵送調査
	【農業集落調査】 農業集落（全域が市街化区域の農業集落及び農林業経営体調査対象候補一覧表に登載された者がいない農業集落を除く）	農林水産省   民間事業者   調査対象 (集落精通者)	民間事業者によるオンライン又は往復郵送調査